

金沢市不妊検査費助成のお知らせ

平成30年4月

金沢市では不妊治療が必要かどうかを判断するための検査について、検査費の一部を助成します。

【対象となる検査】

- 平成30年4月1日以降に医療機関で受けた不妊検査
- 不妊治療が必要かどうかを判断するために、医療機関の医師が必要と認めた不妊検査

【助成内容】

- 不妊検査を受けた夫婦の自己負担（保険診療分と自費分）の合計の2分の1
- 上限額2万円
- 夫婦で初回限り（1回のみ）
- 助成できる期間は検査終了日の翌月から2年以内
- *他の制度で助成される場合は、検査費助成の対象にはなりませんのでご注意ください。

【助成対象者】

- 医療機関において、初めて不妊検査を受けたご夫婦
- 申請日において、両者またはどちらか一方が、金沢市に住民登録がある戸籍上の夫婦
- 夫婦ともに医療保険に加入していること
- 検査開始時において、妻の年齢が43歳未満であること
- 所得制限はありません。
（一般不妊治療や特定不妊治療（男性不妊治療）の助成制度は所得制限がありますので、ご注意ください。）

【申請に必要なもの】

- 不妊検査医療機関受診等証明書 *検査を行った医療機関で作成してもらってください。
- 医療機関の領収書と明細書
- 健康保険証、振込先の預金通帳、夫婦の各認印
- 単身赴任など、必要に応じて住民票及び戸籍謄本

お問い合わせ
金沢市健康政策課
TEL 220-2233
FAX 220-2231